

新	旧	備考
<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和3年12月20日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	<p>貿易一般保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p>平成29年4月1日 17 - 制度 - 00077 沿革 <u>令和3年11月30日</u> 一部改正</p> <p>貿易一般保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00001。以下「約款」という。）により保険契約を締結する場合については、下記により取り扱うこととする。</p> <p>記</p>	
<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 その他</p> <p>① 「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するもの又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>② <u>石炭火力発電において用いられる貨物等の輸出契約等については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。仮に保険契約の申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、国際合意において認められるものであって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</u></p>	<p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等</p> <p>1～8 (略)</p> <p>9 その他</p> <p>「別紙4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」若しくは「別紙5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するもの又は防衛装備（輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）別表第1の1の項に掲げるもののうち、軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの（以下「武器」という。）及び武器の設計、製造又は使用に係る技術をいう。）に係る輸出契約等については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p>	

新	旧	備考
<p>[Ⅱ] (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [令和3年12月20日] この改正は、<u>令和4年1月1日</u>から実施する。</p>	<p>[Ⅱ] (略)</p> <p>附 則 [抄] 附 則 [<u>令和3年11月30日</u>] この改正は、<u>令和3年12月1日</u>から実施する。</p>	
<p>[別紙1] ~ [別紙3] (略)</p>	<p>[別紙1] ~ [別紙3] (略)</p>	
<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	<p>[別紙4]</p> <p>原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>原子力発電等プロジェクト（原子力関連資機材等を用いる施設の建設・補修等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円以上のものに限る。</p>	
<p>[別紙5]</p> <p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とす</p>	<p>[別紙5]</p> <p>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</p> <p>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。<u>以下同じ。</u>）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）</p>	

新	旧	備考
る輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。	を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が15億円超のものに限る。	
[別紙6] (略)	[別紙6] (略)	
[別表] (略)	[別表] (略)	